

住民監査請求の結果の公表

第1 請求書の提出

令和5年10月20日

第2 請求の要旨

元県議会議員角倉邦良氏（以下「角倉氏」という。）が所属していた会派「リベラル群馬」から、令和5年5月31日に群馬県に提出された平成29年度から令和2年度までの政務活動費の実績報告書及び支払証明書等の明細を根拠とした支出が、違法又は不当であり、群馬県に損害が発生していることから、群馬県知事に対し、リベラル群馬若しくは角倉氏に対して、返還の措置を行うよう求める。

第3 監査委員の除斥

本件措置請求の判断に当たり、議会選出の監査委員は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条の2の規定により監査に加わらないこととなった。

第4 監査委員の判断（請求人に通知した内容）

1 監査委員の判断

本件措置請求を却下する。

2 理由

（1）請求の要旨

請求人は、元県議会議員角倉邦良氏（以下「角倉氏」という。）が所属していた会派「リベラル群馬」から、令和5年5月31日に群馬県に提出された平成29年度から令和2年度までの政務活動費の実績報告書及び支払証明書等の明細を根拠とした支出が、違法又は不当であり、群馬県に損害が発生していることから、群馬県知事に対し、リベラル群馬若しくは角倉氏に対して、返還の措置を行うよう求めているものと解される。

また、請求人は、請求の期間について、1年を経過した「正当な理由」（地方自治法第242条第2項ただし書）を、次のア及びイのとおり主張する。

ア 平成29年度から令和2年度までの実績報告書及び支払証明書等の明細は、令和5年5月31日にリベラル群馬から群馬県に提出されており、本件措置請求は、（財務会計上の行為のあった日又は終わった日から）1年以内に行われている。

イ 平成29年度から令和2年度までの実績報告書及び支払証明書等の明細は、提出された令和5年5月31日までは、公表されず、群馬県民は知ることもしづかぬことでもできなかったため、監査対象となり得る「正当な理由」がある。

（2）住民監査請求の要件

ア 財務会計上の行為

地方自治法第242条第1項に規定する住民監査請求は、地方財務行政の適正な運営を確保することを目的とし、その対象とされる事項は、普通地方公共団体の執行機関又は職員における違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実に限られている。

イ 請求の期間

地方自治法第242条第2項には、当該行為（財務会計上の行為）のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、請求をすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでないと定められている。

ウ 正当な理由

地方自治法第242条第2項ただし書の「正当な理由」について、最高裁は、「財務会計上の行為が秘密裡にされた場合には、同項ただし書にいう「正当な理由」の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである。そして、このことは、当該行為が秘密裡にされた場合に限らず、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調

査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかつた場合にも同様であると解すべきである」と判示している。（最高裁平成14年9月12日第一小法廷判決参照）

（3）本件措置請求についての判断

ア 財務会計上の行為

請求人が主張する、平成29年度から令和2年度までの実績報告書及び支払証明書等の明細が令和5年5月31日にリベラル群馬から群馬県に提出された行為は、群馬県議会の会派が群馬県に書類を提出する行為であり、普通地方公共団体の執行機関又は職員における財務会計上の行為に該当しない。

よって、その余を検討するまでもなく、上記（1）アの主張は採用することができない。

もっとも、令和5年5月31日に提出された明細を前提とした、本件措置請求は、同日以降でないとはできないことから、請求人の主張を踏まえ、その余についても以下判断を示す。

イ 請求の期間

平成29年度から令和2年度までの政務活動費の支出は、令和5年2月17日付け住民監査請求により、それぞれ、当該年度内に最終の概算払が行われ、翌年度5月31日までに残余额の戻入が行われたことが認められるので、本件措置請求が、財務会計上の行為のあった日又は終わった日から1年を経過して行われたことは、明らかである。

ウ 正当な理由

次に、「正当な理由」の該当性を検討するに、平成29年度から令和2年度までの政務活動費の支出の状況は、それぞれ翌年度の7月1日頃に収支報告書、実績報告及び領収書等が群馬県議会のホームページで公表され、活動内容（支出内容）、使途項目、支払先、支出額、支出年月日、案分の有無及び割合等を確認することができる。したがって、たとえ、令和5年5月31日に提出された実績報告書及び支払証明書等の明細が公表されていなくても、監査請求をするに足りる程度に支出の存在又は内容を知ることができるため、このことが、上記（2）ウの普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかつた場合に該当しないことは明らかである。

また、監査請求の期間を定めた法の趣旨は、「普通地方公共団体の執行機関、職員の財務会計上の行為は、たとえそれが違法、不当なものであったとしても、いつまでも監査請求ないし住民訴訟の対象となり得るものとしておくことが法的安定性を損ない好ましくない」（上記最高裁判決参照）というものである。

確かに、令和5年5月31日に提出された実績報告書及び支払証明書等の明細を前提として、平成29年度から令和2年度までの政務活動費の支出が違法又は不当であるとする本件措置請求は、同日以降でないとはできないが、これを許せば、当監査委員は、1年を経過した支出の違法性又は不当性の有無を判断することとなり、上記法の趣旨が没却される。

よって、「正当な理由」があるとは認められず、上記（1）イの主張は採用することができない。

（4）結論

以上によれば、本件措置請求は、地方自治法第242条第1項及び第2項に規定する請求の要件を欠き、不適法である。